

熊本県公報

第 1 2 3 8 6 号
平成 27 年 1 月 23 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 2
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録…………… (") 2
- 生活保護法に基づく指定医療機関の指定…………… (社会福祉課) 2
- 生活保護法に基づく指定医療機関の事業の廃止…………… (") 2
- 生活保護法に基づく指定医療機関の指定…………… (") 3
- 生活保護法に基づく指定医療機関の事業の廃止…………… (") 3
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (砂防課) 3
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 15
- 道路の区域変更…………… (") 15
- 生活保護法に基づく指定施術機関の指定…………… (社会福祉課) 15
- 生活保護法に基づく指定施術機関の指定…………… (") 15
- 生活保護法に基づく指定施術機関の指定…………… (") 16
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 16
- 道路の供用開始…………… (") 16
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 17
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 17
- 家畜伝染病(ヨーネ病)の発生…………… (畜産課) 17
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 17
- 道路の供用開始…………… (") 17

公 告

- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (農村計画課) 18

登 載 依 頼

- 全長 1 5 センチメートル以下のマダイの採捕禁止…………… (天草不知火海区漁業調整委員会) 18

告 示

熊本県告示第 5 2 号
介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号)第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。
平成 2 7 年 1 月 2 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社愛禅	訪問介護事業所 宝晶	八代市本町二丁目 1 番 1 6 号	平成 2 7 年 2 月 1 日	訪問介護

熊本県告示第 5 3 号
介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号)第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。
平成 2 7 年 1 月 2 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社愛禅	訪問介護事業所 宝晶	八代市本町二丁目 1 番 1 6 号	平成 2 7 年 2 月 1 日	介護予防訪問介護

熊本県告示第54号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成27年1月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人グリーンコープふくしサービスセンターさくらんぼ 荒尾市増永2896番5	社会福祉法人グリーンコープ 福岡市博多区博多駅前一丁目5番1号 行岡 良治	同行援護	平成27年1月19日

熊本県告示第55号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により特定行為業務事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

平成27年1月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日
社会福祉法人靖共会 熊本市北区四方寄町39-1	社会福祉法人靖共会 こぐま保育園 熊本市北区四方寄町39-1	43220 0041	平成27年1月9日

熊本県告示第56号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成27年1月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（医科）

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
寺崎内科胃腸科クリニック	阿蘇郡南阿蘇村大字白川2110番地1	平成26年9月1日
百崎内科医院	葦北郡芦北町大字田浦806	平成26年10月1日

熊本県告示第57号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成27年1月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（医科）

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
寺崎内科胃腸科クリニック	阿蘇郡南阿蘇村大字白川2110番地1	平成26年9月1日

百崎内科医院	葦北郡芦北町大字田浦806	平成26年10月1日
--------	---------------	------------

熊本県告示第58号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成27年1月23日

熊本県知事 蒲島郁夫

（歯科）

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
わかばデンタルクリニック	玉名市寺田20-4	平成26年12月1日

（薬局）

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
新生堂薬局 益城木山店	上益城郡益城町木山357	平成26年12月1日

（訪問看護）

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
平成病院訪問看護ステーション	八代市大村町888-4	平成26年10月1日

熊本県告示第59号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成27年1月23日

熊本県知事 蒲島郁夫

（医科）

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
立田医院	天草市佐伊津町5380	平成26年10月20日

（歯科）

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
関整形外科	荒尾市荒尾172	平成18年5月31日

熊本県告示第60号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年1月23日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 登-1（530-1-019-1）

(1) 土砂災害警戒区域の所在地

天草市五和町御領

(2) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

2 登-2（530-1-019-2）

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地の所在地

- (2) 天草市五和町御領
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 登-3（530-1-019-3）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市五和町御領
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 登-4（530-1-019-4）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市五和町御領
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 5 浜田-1（530-1-020-1）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市五和町御領
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 6 浜田-2（530-1-020-2）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市五和町御領
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 7 浜田-3（530-1-020-3）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市五和町御領
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 8 浜田-4（530-1-020-4）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市五和町御領

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 馬場 (530-1-021)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市五和町御領
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 10 堀-1 (530-1-022-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市五和町御領
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 11 堀-2 (530-1-022-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市五和町御領
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 12 大明神 (大明神 (1)) -1 (530-1-023-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市五和町御領
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 13 大明神 (大明神 (1)) -2 (530-1-023-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市五和町御領
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 14 大明神 (大明神 (2)) -1 (530-1-024-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市五和町御領
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 5 大明神(大明神(2))-2(530-1-024-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市五和町御領
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 6 栲川(530-1-025)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市五和町御領
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 7 浦園-1(530-1-026-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市五和町御領
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 8 浦園-2(530-1-026-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市五和町御領
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 9 貝津(B)(530-1-027)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市五和町御領
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 0 貝津(A)-1(530-1-028-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市五和町御領
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 1 貝津（A）－2（530－1－028－2）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市五和町御領
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 2 小串－1（530－1－029－1）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市五和町御領
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 3 小串－2（530－1－029－2）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市五和町御領
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 4 小串－3（530－1－029－3）
- (1) 土砂災害警戒区域の所在地
天草市五和町御領
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 5 小串（C）－1（530－1－030－1）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市五和町御領
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 6 小串（C）－2（530－1－030－2）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市五和町御領
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

- 27 釘原口ー1 (530-2-013-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市五和町御領
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 28 釘原口ー2 (530-2-013-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市五和町御領
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 29 登下 (530-2-014)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市五和町御領
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 30 上山の木 (530-2-015)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市五和町御領
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 31 大明神東 (530-2-016)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市五和町御領
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 32 大明神中ー1 (530-2-017-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市五和町御領
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 33 大明神中ー2 (530-2-017-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- (2) 天草市五和町御領
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 4 大明神中-3 (530-2-017-3)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市五和町御領
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 5 中山浦1-1 (530-2-022-1)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市五和町御領
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 6 中山浦1-2 (530-2-022-2)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市五和町御領
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 7 中山浦2-1 (530-2-023-1)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市五和町御領
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 8 中山浦2-2 (530-2-023-2)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市五和町御領
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 9 中山浦2-3 (530-2-023-3)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市五和町御領
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- (3) 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 0 中山浦3-1 (530-2-024-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市五和町御領
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 1 中山浦3-2 (530-2-024-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市五和町御領
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 2 打越上1 (530-2-025)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市五和町城河原一丁目
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 3 上南山浦1-1 (530-2-026-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市五和町御領、城河原一丁目
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 4 上南山浦1-2 (530-2-026-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市五和町御領
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 5 上南山浦2 (530-2-027)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市五和町御領
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 急傾斜地の崩壊
政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 6 南山浦-1（530-2-028-1）
（1）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市五和町御領
（2）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
（3）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
（4）政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 7 南山浦-2（530-2-028-2）
（1）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市五和町御領
（2）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
（3）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
（4）政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 8 南山浦-3（530-2-028-3）
（1）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市五和町御領
（2）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
（3）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
（4）政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 9 中山浦4（530-2-029）
（1）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市五和町御領
（2）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
（3）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
（4）政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 5 0 西栞川-1（530-2-030-1）
（1）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市五和町御領
（2）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
（3）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
（4）政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 5 1 西栞川-2（530-2-030-2）
（1）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市五和町御領
（2）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
（3）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
（4）政令第4条に規定する衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 2 黒崎南-1 (530-2-031-1)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 天草市五和町御領
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 3 黒崎南-2 (530-2-031-2)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 天草市五和町御領
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 4 黒崎南-3 (530-2-031-3)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 天草市五和町御領
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 5 黒崎1-1 (530-2-032-1)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 天草市五和町御領
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 6 黒崎1-2 (530-2-032-2)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 天草市五和町御領
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 7 黒崎1-3 (530-2-032-3)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 天草市五和町御領
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 8 黒崎 1-4 (530-2-032-4)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市五和町御領
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 9 貝津西 1 (530-2-033)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市五和町御領
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 0 稲置座 (530-2-034)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市五和町御領
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 1 貝津西 2 (530-2-035)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市五和町御領
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 2 浦園口 (530-2-036)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市五和町御領
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 3 浦園西 1 (530-2-037)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市五和町御領
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 4 浦園西 2-1 (530-2-038-1)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市五和町御領
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

6 5 浦園

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市五和町御領
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

6 6 山浦境

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市五和町御領
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

6 7 南山浦口

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市五和町御領
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

6 8 御領越

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市五和町御領
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

6 9 御領越

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市五和町御領
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第61号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成27年1月23日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年1月23日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	河内矢部線	上益城郡山都町二瀬本字小園 75番5地先から 上益城郡山都町二瀬本字宮ノ下 1437番1地先まで	前	6.7 ～ 11.2	100.0	単橋改
			後	10.9 ～ 16.7		

2 区域を変更する期日 平成27年1月23日

熊本県告示第62号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成27年1月23日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年1月23日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	本渡牛深線	天草市河浦町宮野河内字住吉 387番38地先から 同所 391番4地先まで	前	6.9 ～ 11.2	60.0	防交安 (仮設 道路の 設置)
			後	6.9 ～ 16.6		

2 区域を変更する期日 平成27年1月23日

熊本県告示第63号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により指定施術機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により告示する。

平成27年1月23日

熊本県知事 蒲島郁夫

（はり・きゅう師）

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
高津 博	高津はり灸院	八代市古城町2059	平成26年7月1日
福村 勇太	ふくむら整骨院	八代市築添町1594-1	平成26年7月1日
西田 英一	訪問鍼灸「和心」	八代市千丁町古閑出2963	平成26年7月1日
小嶋 敦士	こじま整骨院	八代市本野町1970-1	平成26年7月1日

熊本県告示第64号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰

国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により指定施術機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により告示する。

平成27年1月23日

熊本県知事 蒲島郁夫

（はり・きゅう師）

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
吉田 誠也	吉田はりきゅう院	八代市大村町1113-3	平成26年7月1日

熊本県告示第65号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により指定施術機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により告示する。

平成27年1月23日

熊本県知事 蒲島郁夫

（はり・きゅう師）

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
瀬崎 久	瀬崎鍼灸院	八代市建馬町1-6	平成26年7月1日

熊本県告示第66号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成27年1月23日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年1月23日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前	幅員	延長	備考
			後	(メートル)	(メートル)	
一般県道	日生野限府線	菊池市木庭字山下 1641番1地先から 同所 1625番2地先まで	前	4.1 ～ 22.2	54.5	防交安 (道路改良)
			後	5.8 ～ 22.2	54.5	

2 区域を変更する期日 平成27年1月23日

熊本県告示第67号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年1月23日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年1月23日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長	備考
			(メートル)	
主要地方道	熊本高森線	阿蘇郡南阿蘇村大字両併字幅 2549番1地先から 阿蘇郡高森町大字高森字大鶴 846番地先まで	380.0	広域連携 交付金 (道路改築)

2 供用を開始する期日 平成27年1月23日

熊本県告示第68号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成27年1月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人坂梨ハート会	ハートナース	阿蘇市小里24 9番地2	平成27年 2月1日	訪問看護

熊本県告示第69号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成27年1月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人坂梨ハート会	ハートナース	阿蘇市小里24 9番地2	平成27年 2月1日	介護予防訪問看護

熊本県告示第70号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る届出があったので、同条第4項の規定により公示する。
平成27年1月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

病名	区分	発 生 年 月 日	発生場所	発生戸数及び頭数	摘要
ヨーネ病	患畜	平成27年1月14日	菊池市	1戸1頭	乳用牛

熊本県告示第71号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成27年1月23日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成27年1月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	熊本高森線	阿蘇郡南阿蘇村大字久石字陣林 390番1地先から 阿蘇郡南阿蘇村大字両併字井川 上 196番地先まで	364.0	広域連携 交付金 (道路改 築)

2 供用を開始する期日 平成27年1月23日

熊本県告示第72号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成27年1月23日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成27年1月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	囲碁用線	下益城郡美里町川越字天神森 1887番1地先から 同所 1875番2地先まで	29.7	単道改

2 供用を開始する期日 平成27年1月23日

公 告

熊本県公告第47号

熊本市に事務所を置く馬場楠堰土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成27年1月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	西岡 孝義	菊池郡菊陽町大字曲手242番地
理事	酒井 邦昭	菊池郡菊陽町大字辛川1321番地
理事	弓削 清治	菊池郡菊陽町大字辛川1637番地
理事	瀬上 丈治	熊本市東区鹿帰瀬町666番地
理事	山本 一弘	熊本市東区弓削町825番地
理事	河喜多 文明	熊本市東区石原3丁目8番18号
理事	村上 正美	熊本市東区中江町2番地20
理事	古閑 茂継	熊本市東区吉原町388番地
理事	古谷 誠一	熊本市東区上南部1丁目15番40号
理事	林 正弘	熊本市東区下南部2丁目19番1号
監事	西村 清喜	菊池郡菊陽町大字馬場楠412番地
監事	西田 隆義	熊本市東区弓削町610番地
監事	石坂 久夫	熊本市東区上南部4丁目9番33号
就任		
理事	西村 清喜	菊池郡菊陽町大字馬場楠412番地
理事	真鍋 始	菊池郡菊陽町大字辛川1190番地
理事	坂本 幸則	菊池郡菊陽町大字辛川2024番地
理事	城 良洋	熊本市東区鹿帰瀬町675番地
理事	藤本 照義	熊本市東区弓削町750番地
理事	宮本 英明	熊本市東区石原2丁目6番20号
理事	西村 長人	熊本市東区上南部4丁目10番60号
理事	南部 文明	熊本市東区上南部1丁目16番72号
理事	土山 恭生	熊本市東区下南部2丁目16番52号
監事	桑住 寿博	菊池郡菊陽町大字曲手157番地
監事	山本 義徳	熊本市東区弓削町830番地
監事	林田 健一	熊本市東区吉原町254番地

登載依頼

天草不知火海区漁業調整委員会指示第158号

マダイ資源保護のため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成27年1月23日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 浜 悦男

- 1 指示の内容
宇城市（有明海側を除く。）から熊本県と鹿児島県との境に至る地先海面並びに上天草市、天草市及び天草郡苓北町の地先海面において、全長15センチメートル以下のマダイを採捕してはならない。
- 2 指示の有効期間
平成27年2月1日から平成29年1月31日までとする。